

○厚生労働省告示第二百八十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1の1中(227)を(230)とし、(198)から(226)までを(201)から(229)までとし、(197)を(199)とし、その次に次のように加える。

(200) ブロダルマブ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(196)を(198)とし、(13)から(195)までを(15)から(197)までとし、(12)を(13)とし、その次に次のように加える。

(14) イキセキスマブ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(11)を(12)とし、(8)から(10)までを(9)から(11)までとし、(7)の次に次のように加える。

(8) アリロクマブ（遺伝子組換え）